



2026年1月30日

各 位

会 社 名 住 友 電 設 株 式 会 社
代表者名 取 締 役 社 長 谷 信
(コード: 1949 東証プライム)
問 合 せ 先 総 務 部 長 堀 内 佐
電 話 番 号 (TEL 06-6537-3450)

第三者割当によるA種優先株式の発行
並びに資本金及び資本準備金の額の減少に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、大和ハウス工業株式会社（以下「割当予定先」といいます。）に対して、第三者割当の方法によりA種優先株式を発行すること（以下「本第三者割当増資」といいます。）、並びに、本第三者割当増資後の資本金及び資本準備金の額の減少（以下「本減資等」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

I. 本第三者割当増資について

1. 募集の概要

(1) 払込期日	2026年3月24日
(2) 発行新株式数	A種優先株式 1株
(3) 発行価額	1株につき金 123,033,219,326 円
(4) 調達資金の額	123,033,219,326 円
(5) 募集又は割当方法 (割当予定先)	第三者割当の方法により、その全部を大和ハウス工業株式会社に割り当てます。
(6) その他の	詳細は別紙「A種優先株式発行要項」をご参照ください。 本第三者割当増資については、(i) 当社と割当予定先との間で総数引受契約が適法に締結され、かつ、有効に存続していること、(ii) 2026年2月9日開催予定の当社臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）において、2026年3月5日を効力発生日として当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）1,048,714株を1株に併合する株式併合（以下「本株式併合」といいます。）に係る議案の承認が得られること、(iii) 本株式併合の効力が発生していること、並びに(iv) 当社の株主総会決議（会社法第319条第1項の規定に基づく書面決議を含みます。）において、本第三者割当増資に係る議案及びA種優先株式に関する規定の新設等に係る定款の一部変更に係る議案の承認が得られることを条件としています。

2. 募集の目的及び理由

当社が 2025 年 10 月 30 日付で公表した「大和ハウス工業株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」(以下「本意見表明プレスリリース」といいます。) 及び当社が 2025 年 12 月 16 日付で公表した「大和ハウス工業株式会社による当社株式に対する公開買付けの結果並びに主要株主及びその他の関係会社の異動に関するお知らせ」に記載のとおり、割当予定先は、当社株式の全て(但し、当社が所有する自己株式及び当社の親会社である住友電気工業株式会社(以下「住友電気工業」といいます。)が所有する当社株式(17,828,151 株、所有割合(注 1): 50.66%。以下「本不応募合意株式」といいます。)を除きます。)を取得し、最終的に当社を完全子会社化することを目的とする取引(以下「本取引」といいます。)の一環として、2025 年 10 月 31 日から 2025 年 12 月 15 日までの 30 営業日を公開買付けにおける買付け等の期間とする当社株式に対する公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)を実施し、その結果、本公開買付けの決済の開始日である 2025 年 12 月 22 日をもって、当社株式 14,389,928 株(所有割合: 40.89%)を所有するに至りました。

(注 1) 「所有割合」とは、当社が 2025 年 10 月 30 日付で公表した「2026 年 3 月期第 2 四半期(中間期)決算短信〔日本基準〕(連結)」に記載された 2025 年 9 月 30 日現在の発行済株式総数 35,635,879 株から、同日現在の当社が所有する自己株式数(445,048 株)を控除した株式数(35,190,831 株)に対する割合(小数点以下第三位を四捨五入。)をいいます。

上記のとおり本公開買付けが成立いたしましたが、割当予定先は、本公開買付けにより当社株式の全て(但し、当社が所有する自己株式及び本不応募合意株式を除きます。)を取得できなかったことから、当社は、割当予定先からの要請を受け、当社が 2026 年 1 月 7 日付で公表した「株式併合並びに単元株式数の定めの廃止及び定款の一部変更に関する臨時株主総会開催のお知らせ」においてお知らせいたしましたとおり、当社の株主を割当予定先及び住友電気工業のみとするため、本臨時株主総会において株主の皆様のご承認をいただくことを条件として、当社株式 1,048,714 株を 1 株にする本株式併合を実施することにいたしました。なお、本株式併合により、割当予定先及び住友電気工業以外の株主の皆様の所有する当社株式の数は、1 株に満たない端数となる予定です。

さらに、本意見表明プレスリリースにおいてお知らせいたしましたとおり、本取引においては、本株式併合に加えて、当社が、本株式併合の効力発生後に、本不応募合意株式(本株式併合によって 1 株未満の端数となる部分に相当する株式を除きます。)を対象とする自己株式取得(以下「本自己株式取得」といいます。)を実施することにより、最終的に割当予定先が当社を完全子会社化すること、並びに、本自己株式取得を実行するための資金を確保すること及び本自己株式取得を実行するための分配可能額を確保することを目的とする、割当予定先を引受人とする無議決権の種類株式の第三者割当増資による割当予定先から当社に対する本自己株式取得に係る対価に充てる資金の提供並びに当社における会社法第 447 条第 1 項及び第 448 条第 1 項に基づく当社の資本金及び資本準備金の額の減少が企図されておりました。

本第三者割当増資及び本減資等は、かかる本取引の一環として予定されていた割当予定先を割当先とする第三者割当増資並びに資本金及び資本準備金の額の減少として実施するものであり、これにより本自己株式取得を実行するための資金及び分配可能額を確保することを目的とするものです。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定期

(1) 調達する資金の額

① 払込金額の総額	123,033,219,326 円
② 発行諸費用の概算額	433,000,000 円
③ 差引手取概算額	122,600,219,326 円

(注 1) 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

(注 2) 発行諸費用の概算額の内訳は、登録免許税相当額及び弁護士費用です。

(2) 調達する資金の具体的な使途及び支出予定期

具体的な使途	金額（円）	支出予定期
① 本自己株式取得実行資金	122,600,219,326	2026年3月

4. 資金使途の合理性に関する考え方

本第三者割当増資は、本自己株式取得を実行するための資金及び分配可能額の確保を目的とするものです。本第三者割当増資の効力発生後に本減資等を行い、本自己株式取得に必要な分配可能額を確保し、本第三者割当増資により調達する資金の全額を本自己株式取得のための資金に充当する予定ですが、いずれも割当予定期による本取引の一環として行われるものであり、かかる資金使途は合理性があるものと判断しております。

5. 発行条件等の合理性

（1）払込金額の算定根拠及びその具体的な内容

本意見表明プレスリリースにおいてお知らせいたしましたとおり、本公開買付けでは、公開買付価格を当社株式1株あたり9,760円とした一方で、公開買付価格の最大化と株主間の公平性を両立させる観点から、本自己株式取得の対価は総額122,604,105,026円（本株式併合前の当社株式1株あたり6,877円）とすることが予定されています。今般、かかる本自己株式取得を実行するための資金及び分配可能額を確保する必要があること並びに発行諸費用を踏まえて、本第三者割当増資における払込金額は1株につき123,033,219,326円としました。本株式併合の効力が発生した場合、本第三者割当増資の払込期日（2026年3月24日）時点での当社の株主は割当予定期先及び住友電気工業のみとなるところ、本第三者割当増資は、同日時点における割当予定期先以外の当社の唯一の株主である住友電気工業から、その所有する全ての当社株式を取得（本自己株式取得）するための資金提供、並びに、本第三者割当増資の効力発生後に続く本減資等による分配可能額の確保を目的とするものであり、かかる本自己株式取得を、当初に予定されていた対価の総額によって実施することを可能にすることを企図して設定された金額であることから合理性が認められると考えられます。

もっとも、客観的な市場価格のない種類株式の公正な価値については、その計算が非常に高度かつ複雑であり、その価値評価については様々な見解があり得ることから、その払込金額が割当予定期先に特に有利な金額であるとされる可能性も完全には否定できないため、念のため、本第三者割当増資の実施は、当社の株主総会決議（会社法第319条第1項の規定に基づく書面決議を含みます。）において本第三者割当増資に係る議案の承認が得られることを条件としております。なお、当該決議において議決権を行使できる株主は、本株式併合の効力発生日（2026年3月5日）後の当社の株主である割当予定期先及び住友電気工業のみとなる予定であり、本第三者割当増資のために本株式併合の効力発生日前の当社株主を構成員とする株主総会を開催することはありません。

（2）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本第三者割当増資は、本取引の一環として行われるところ、本第三者割当増資及び本減資等の効力発生後に本自己株式取得を行うことを通じて、払込期日（2026年3月24日）において最終的に割当予定期先が当社を完全子会社化することが企図されております。そのため、本第三者割当増資は、実質的には当社の唯一の株主である割当予定期先に対して行うものと評価できるため、本第三者割当増資により生じる希薄化が既存株主の利益保護の観点で問題となることはなく、またその発行数量（1株）は本自己株式取得を実行するための資金及び分配可能額の確保という本第三者割当増資の目的に照らして必要な規模に設定されていることから、本第三者割当増資に係る発行数量及び株式の希薄化の規模はいずれも合理的であると判断しております。なお、A種優先株式は、無議決権種類株式であり、かつ、普通株式を対価とする取得請求権・取得条項が付与されていないことから、普通株式の議決権の希薄化は発生しません。

6. 割当予定期先の選定理由等

（1）割当予定期先の概要

（1）名 称	大和ハウス工業株式会社
（2）所 在 地	大阪府大阪市北区梅田3丁目3番5号
（3）代表者の役職・氏名	代表取締役会長 芳井 敬一

(4) 事業内容	建築事業、都市開発事業、不動産管理事業、海外事業 等		
(5) 資本金	162,602 百万円 (2025年9月30日現在)		
(6) 設立年月日	1947年3月4日		
(7) 発行済株式数	659,636,182 株 (2025年9月30日現在)		
(8) 決算期	3月31日		
(9) 従業員数	50,390 人 (連結) (2025年3月31日現在)		
(10) 主要取引先	一般顧客		
(11) 主要取引銀行	三井住友銀行、三菱UFJ銀行、みずほ銀行、三井住友信託銀行		
(12) 大株主及び持株比率 (2025年9月30日現在) 在) (注1)	日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口) 17.36%		
	株式会社日本カストディ銀行 (信託口) 5.99%		
	STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001 (常任代理人 株式会社みずほ銀行) 2.50%		
	大和ハウス工業従業員持株会 2.41%		
	STATE STREET BANK WEST CLIENT TREATY 505234 (常任代理人 株式会社みずほ銀行) 2.26%		
	株式会社三井住友銀行 1.95%		
	日本生命保険相互会社 1.93%		
	JP MORGAN CHASE BANK 385781 (常任代理人 株式会社みずほ銀行) 1.37%		
	全国共済農業協同組合連合会 1.24%		
	株式会社三菱UFJ銀行 1.13%		
(13) 当社と割当予定先の関係			
資本関係	割当予定先は、本日(2026年1月30日)現在、当社株式14,389,928株を所有しております。		
人的関係	該当事項はありません。		
取引関係	割当予定先から設備工事等の発注を受けております。		
関連当事者への該当状況	割当予定先は、当社の主要株主及びその他の関係会社であり、当社の関連当事者に該当します。		
(14) 最近3年間の経営成績及び財政状態			
決算期	2023年3月期	2024年3月期	2025年3月期
連結純資産	2,388,914百万円	2,523,762百万円	2,716,745百万円
連結総資産	6,142,067百万円	6,533,721百万円	7,049,323百万円
1株当たり連結純資産	3,466.86円	3,810.21円	4,226.17円
連結売上高	4,908,199百万円	5,202,919百万円	5,434,819百万円
連結営業利益	465,370百万円	440,210百万円	546,279百万円
連結経常利益	456,012百万円	427,548百万円	515,985百万円
親会社株主に帰属する当期純利益	308,399百万円	298,752百万円	325,058百万円
1株当たり連結当期純利益	469.12円	457.16円	514.00円
1株当たり配当金	130.00円	143.00円	150.00円

(注1) 割当予定先が2025年11月14日に提出した第87期半期報告書の「第3 提出会社の状況」の「1 株等の状況」の「(5) 大株主の状況」より引用しております。

(注2) 割当予定先は、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)プライム市場に上場して

おり、割当予定先が東京証券取引所に提出したコーポレート・ガバナンスに関する報告書（最終更新日：2025年7月11日）に記載された反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況を、東京証券取引所のホームページにて確認することにより、当社は、割当予定先並びにその役員及び主要株主が反社会的勢力とは一切関係がないと判断しております。

（2）割当予定先を選定した理由

上記「2. 募集の目的及び理由」に記載のとおりです。

（3）割当予定先の保有方針

当社は、割当予定先から、割当株式を含む当社の株式について中長期的に保有する方針である旨の説明を受けております。また、割当株式の譲渡による取得には、当社の株主総会の承認が必要とされております。

（4）割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

割当予定先は、本第三者割当増資の払込みに関する資金を、株式会社みずほ銀行（以下「みずほ銀行」といいます。）からの借入れにより賄うことを予定しているとのことです。当社は、みずほ銀行からの融資証明書を確認しており、割当予定先は、本第三者割当増資の払込みについて十分な資力があると判断しております。

7. 第三者割当後の大株主及び持株比率

（1）普通株式

本第三者割当増資前（2026年3月5日時点）	本第三者割当増資後
住友電気工業株式会社 56.67%	同左
大和ハウス工業株式会社 43.33%	

（注1）本第三者割当増資前の大株主及び持株比率は、2026年3月5日に本株式併合の効力が発生した時点における当社の株主の状況を基準として記載しております。なお、本株式併合により生じる1株に満たない端数の合計数は、持株比率の算定の基礎から除外しております。

（注2）本第三者割当増資前の持株比率は、小数点以下第三位を四捨五入して算出しております。

（2）A種優先株式

本第三者割当増資前（2026年3月5日時点）	本第三者割当増資後
該当なし	大和ハウス工業株式会社 100.00%

8. 今後の見通し

本第三者割当増資が、当社の業績に与える影響はございません。

9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本第三者割当増資は、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、東京証券取引所の定める上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続は要しません。

10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

（1）最近3年間の業績（連結）

	2023年3月期	2024年3月期	2025年3月期
連結売上高	175,120百万円	185,524百万円	203,639百万円
連結営業利益	13,461百万円	12,548百万円	17,886百万円
連結経常利益	14,394百万円	13,502百万円	18,914百万円
親会社株主に帰属する当期純利益	9,384百万円	10,060百万円	12,800百万円

1 株当たり連結当期純利益	265.05 円	284.09 円	363.52 円
1 株当たり配当金	94.00 円	106.00 円	146.00 円
1 株当たり連結純資産額	2,681.14 円	2,988.28 円	3,232.72 円

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（2026年1月30日現在）

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	35,635,879 株	100.00%
現時点の転換価額（行使価額）における潜在株式数	—	—
下限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	—	—
上限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	—	—

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	2023年3月期	2024年3月期	2025年3月期
始値	2,218 円	2,574 円	3,400 円
高値	2,755 円	3,460 円	5,260 円
安値	2,096 円	2,444 円	2,929 円
終値	2,554 円	3,365 円	4,850 円

② 最近6か月間の状況

	2025年8月	9月	10月	11月	12月	2026年1月
始値	6,540 円	6,710 円	6,360 円	9,710 円	9,740 円	9,700 円
高値	7,210 円	6,870 円	9,760 円	9,740 円	9,940 円	9,710 円
安値	6,370 円	6,270 円	6,280 円	9,710 円	9,670 円	9,690 円
終値	6,740 円	6,390 円	9,710 円	9,740 円	9,680 円	9,700 円

(注) 2026年1月の株価は、2026年1月29日までのものです。

③ 発行決議日前営業日における株価

	2026年1月29日
始値	9,700 円
高値	9,710 円
安値	9,700 円
終値	9,700 円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

11. 発行要項

別紙「A種優先株式発行要項」をご参照ください。

II. 本減資等について

1. 本減資等の目的

本減資等は、本自己株式取得を実行するための分配可能額を確保することを目的として、本第三者割当増資により増加する資本金及び資本準備金の額の増加分の全てをそれぞれ減少し、その他資本剰余金へ振り替えるものであり、本第三者割当増資の払込みがなされることを条件とします。

2. 本減資等の要領

(1) 減少すべき資本金の額

本第三者割当増資後の資本金の額 67,957,047,465 円を 61,516,609,663 円減少して、6,440,437,802 円とする。

(2) 減少すべき準備金の項目及びその額

本第三者割当増資後の資本準備金の額 67,554,707,575 円を 61,516,609,663 円減少して、6,038,097,912 円とする。

(3) 増加する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 123,033,219,326 円

(4) 本減資等の方法

会社法第 447 条第 1 項及び第 3 項並びに第 448 条第 1 項及び第 3 項の規定に基づき、資本金及び資本準備金の額を減少させ、それぞれの減少額の全額をその他資本剰余金へ振り替えるものであります。なお、本第三者割当増資による資本金及び資本準備金の額の増加と同時に、本第三者割当増資により増加する資本金及び資本準備金の額と同額の資本金及び資本準備金の額の減少をいたしますので、効力発生日後の資本金の額及び資本準備金の額は同日前のそれぞれの額を下回ることはありません。そのため、会社法第 447 条第 3 項及び 448 条第 3 項の規定に基づき取締役会の決議により実施いたします。

3. 本減資等の日程

(1) 取締役会決議日	2026 年 1 月 30 日
(2) 債権者異議申述日 公 告 日	2026 年 2 月 12 日 (予定)
(3) 債権者異議申述日 最 終 期 日	2026 年 3 月 14 日 (予定)
(4) 減資の効力発生日	2026 年 3 月 24 日 (予定)

4. 今後の見通し

本減資等は、貸借対照表の純資産の部の勘定科目内の振替処理であり、当社の純資産額に変更を生じさせるものではなく、当社の業績に与える影響はございません。

以上

別紙 A種優先株式発行要項

1. 株式発行会社 住友電設株式会社（以下「当会社」という。）
2. 募集株式の種類 A種優先株式（以下「A種優先株式」という。）
3. 募集株式の数 1株
4. 募集株式の払込金額 1株につき 123,033,219,326 円（以下「払込金額」という。）
5. 増加する資本金及び資本準備金 資本金：61,516,609,663 円
資本準備金：61,516,609,663 円
6. 払込金額の総額 123,033,219,326 円
7. 払込期日 2026 年 3 月 24 日
8. 発行方法 第三者割当の方法により、A種優先株式 1 株を大和ハウス工業株式会社に割り当てる。
9. 剰余金の配当
 - (1) 当会社が、剰余金の配当を行うときは、当該剰余金の配当の基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された A種優先株式を有する株主（以下「A種優先株主」という。）又は A種優先株式の登録株式質権者（A種優先株主とあわせて、以下「A種優先株主等」という。）に対し、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（普通株主とあわせて、以下「普通株主等」という。）に先立ち、A種優先株式 1 株につき、下記(2)に定める額の配当金（以下「A種優先配当金」という。）を支払う。ただし、当該事業年度に属する日を基準日として、A種優先株主等に対して A種優先配当金の全部又は一部を支払ったときは、当該配当額を控除した額とする。
 - (2) ある事業年度における A種優先株式 1 株当たりの A種優先配当金の額は、A種優先株式 1 株当たりの払込金額の 4%に相当する金額とする。ただし、2026 年 3 月末日に終了する事業年度については、払込期日の翌日から当該事業年度の末日までの日数に応じて、1 年を 365 日とする日割り計算により算出した額（1 円未満の端数は切り捨てる。）とする。
 - (3) ある事業年度に属する日を基準日として A種優先株主等に対して行われた 1 株あたりの剰余金の配当の総額が当該事業年度に係る A種優先配当金の額に達しないときは、その A種優先株式 1 株あたりの不足額（以下「A種累積未払配当金」という。）は翌事業年度以降に累積する。
 - (4) A種優先株主等に対しては、A種優先配当金の額及び A種累積未払配当金の額の合計額を超えて剰余金の配当を行わない。
10. 残余財産の分配
 - (1) 当会社が残余財産の分配をするときは、A種優先株主等に対して、普通株主等に先立ち、A種優先株式 1 株につき A種優先株式 1 株当たりの払込金額相当額及び A種累積未払配当金の合計額（ただし、A種優先株式について、株式分割、株式併合、又はこれに類する事由があったときは、その比率に応じて適切に調整される。）を支払う。

(2) A 種優先株主等に対しては、上記(1)に定めるほか、残余財産の分配は行わない。

11. 議決権 A 種優先株主は株主総会において議決権を有しない。

12. 譲渡制限 当会社の A 種優先株式の譲渡による取得については、当会社の株主総会の承認を受けなければならない。

13. 種類株主総会

- (1) 当会社が会社法第 322 条第 1 項各号に掲げる行為をする場合においては、普通株主及び A 種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。ただし、同項第 1 号に規定する定款の変更（単元株式数についてのものを除く。）を行う場合はこの限りではない。
- (2) 当会社が募集株式又は募集新株予約権の発行を行う場合には、会社法第 199 条第 4 項又は会社法第 238 条第 4 項に基づく普通株主又は A 種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。